

平成22年細則第1号
平成22年1月13日制定
平成22年11月22日改正

契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の契約の点検、見直しを行うため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、監事及び外部有識者で構成する。

2 委員は、理事長が指名する。ただし、外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た者とする。

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

4 委員は、再任されることができる。

(開催)

第3条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 管理運用法人は、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号に掲げる案件に応じ、当該各号に定める事項を審議する。

一 契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において競争性のない随意契約であったもの 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性

二 契約締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において一者応札・応募となったもの 競争性の確保のための改善方策の妥当性

三 契約締結が予定されている調達案件（前二号に掲げるもの並びに前回の調達において競争性のない随意契約及び一者応札・応募となったものではないものを除く。） 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性

四 その他必要な案件 その他必要な事項

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、あらかじめ監事が指定する者が処理する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年11月22日から施行する。